

- ・複数の区分に該当する場合はそれぞれの手数料額の合算した額となります。
- ・手数料の適用は1棟毎になります。(複数棟の合計の床面積に対する手数料ではありません。)

建物区分 (床面積A (m ²))			手数料(円)
(1) 一戸建ての住宅	標準計算	A < 200	35,000
		200 ≤ A ≤ 300	40,000
	仕様・計算併用	A < 200	26,000
		200 ≤ A ≤ 300	29,000
(2) 共同住宅等	標準計算	A ≤ 300	71,000
	仕様・計算併用	A ≤ 300	53,000
(3) 非住宅部分(工場等専用建築物を除く。)	標準計算	A ≤ 300	235,000
	モデル入力法	A ≤ 300	90,000
(4) 非住宅部分(工場等専用建築物に限る。)	標準計算	A ≤ 300	24,000
	モデル入力法	A ≤ 300	20,000

○法第11条第2項、第12条第3項の規定に基づく変更の認定の申請に対する審査の手数料

変更に係る部分の床面積の2分の1(増加する部分については当該増加する部分の床面積)とし、上記の表による面積区分による手数料とする。

【お問い合わせ先】

花巻市建設部建築住宅課建築指導係 0198-24-2111

内線526、527、528